

<発行日>2013年11月1日

<発行>公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部
〒810-0073

福岡市中央区舞鶴 3-2-23(司法書士会館内)

電話 092-738-1666

空は深く澄み渡り、さわやかな季節となりました。

澄み切った秋空のように、皆様のお気持ちが爽快でありますように。

わたしたちリーガルサポートふくおかは、成年後見制度の普及と成年後見人の養成・供給のために、様々な活動を行っております。今回は、成年後見に関する法改正情報とわたしたちの活動をご紹介します。



成年被後見人の選挙権について

【法律改正】成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律が成立しました

平成 25 年 5 月、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律が成立、公布されました(平成 25 年 6 月 30 日施行)。

これにより、平成 25 年 7 月 1 日以後に公示・告示される選挙について、成年被後見人の方は、選挙権・被選挙権を有することとなりました。

リーガルサポートふくおかでは、成年被後見人の方々を、選挙権を有しない者として掲げていた旧公職選挙法は、平成25年3月14日に言い渡された東京地方裁判所の判決を踏まえ、違憲と考え、成年被後見人の選挙権回復を求める署名活動の他、成年後見制度の利用者本人の権利を保護し支援するための活動に取り組んできました。

選挙権は憲法で保障された議会制民主主義の根幹をなす権利であるのもとより、成年後見制度を必要とする方々にとっては自分の意見を表明して国政に参画する手段としては重要な権利です。

今後も、この法律施行により利用者本人の意思が政治に反映されるべく、実務の現場においても、投票支援の在り方、不正の防止など、成年後見人として利用者本人をサポートしていきます。



成年後見制度の豆知識！～法定後見制度の3つの分類～

上記選挙の記事では、『成年被後見人』に限定して、選挙権が与えられていなかった事を書きましたが、法定後見制度には、『成年被後見人』に分類される『後見』のほか、本人の判断類型に応じて『保佐』と『補助』という分類があります。

今回は、その分類について、ご案内します。

①後見類型 → 支援を受ける方の呼び名 → 成年被後見人

本人の判断能力が著しく欠けている

⇒たとえば、日常の買い物は出来るが、釣銭の計算が出来ない

②保佐類型 → 支援を受ける方の呼び名 → 被保佐人

本人の判断能力にかなりの衰えがある

⇒たとえば、日常の買物は一人で出来るが、不動産の売買は出来ない

③補助類型 → 支援を受ける方の呼び名 → 被補助人

本人の判断能力に少し衰えがある

⇒たとえば、自動車の購入も一人で出来るが、契約等に不安がある



すでに判断能力が不十分な方のために利用する仕組みです。

イベント開催報告とイベント開催の御案内

【開催報告】「高齢者・障がい者のための成年後見相談会」を開催しました。

平成25年9月14日(土)、福岡県内の4地域7カ所で、「高齢者・障がい者のための成年後見相談会」が開催されました。福岡地域15件(博多会場12件、天神会場3件)、北九州地域11件(ウェルとばた会場8件、水巻町会場3件)、筑後地域16件(久留米会場14件、大牟田会場2件)、筑豊地域1件(田川会場1件)の相談をいただきました。

リーガルサポートふくおかでは、今後も高齢者・障がい者の皆様のお困りごとに対応していきます。



【開催報告】第10回成年後見人講座

平成25年10月5日、水巻いきいきほーるにて、第10回成年後見人講座を開催しました。

当日は小雨のパラつくあいにくの空模様でしたが、73名もの方にご参加いただきました。

この講座は、平成24年4月1日に施行された改正老人福祉法において、市町村に市民後見人養成の努力義務が規定されたことから、遠賀4町が協力し合いリーガルサポートふくおかと共催して開催されたものです。

参加者のうち40名近くが行政等関係者の方であり、市民後見人養成事業への熱意を感じました。

講座の内容自体は、市民後見人の養成を目的としたものではありませんでしたが、この講座を足がかりに遠賀4町が積極的に市民後見人養成事業へ取り組んでいただければ、リーガルサポートとしてもたいへん喜ばしいことでもあります。



【ふくふくプラザ・無料面談相談】

リーガルサポートふくおかでは、成年後見に関する無料相談会を開催しています。

相談は**無料**、予約は**不要**です。是非ご利用ください。

平成25年12月2日(月)13時～15時

ふくふくプラザ

(福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ)

○公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部への相談先

《電話相談(無料)相談料は無料です。》

・相談専用電話 092-738-7050

・月曜日～金曜日午後1時から3時まで(祝祭日、年末年始、盆休日除く)

《面談相談(有料)相談料は1時間5,000円(税込み)です。》

・事前予約が必要です。予約電話番号 092-738-1666

・毎週水曜日午後1時から3時まで(祝祭日、年末年始、盆休日除く)

・場所 福岡県司法書士会館内相談室

《面談相談(無料)相談料は無料です。》

・事前予約も可能です。お問い合わせ電話番号 092-738-1666

・毎月第1月曜日午後1時から3時まで(祝祭日、年始除く)

・場所 福岡市市民福祉プラザ(ふくふくプラザ) <福岡市中央区荒戸3丁目3番39号>